

# 2019年度 社会福祉法人中信社会福祉協会法人目標

## 1 目標

- (1) 利用者本位の支援を行い、利用者が心豊かな生活を送れるよう努めます。
- (2) 利用者と地域住民との交流の機会を増やすとともに、法人からの情報発信を推進し、地域社会に法人の取り組みを周知します。
- (3) 職員が笑顔で働く明るい職場風土を醸成します。

## 2 目標に対する具体的な取り組み

### (1) 利用者本位の支援

- ア 障害者基本法、障害者総合支援法等に「障がい者の意思決定の支援に配慮する」旨が明記され、意思決定支援の重要性が高まっています。
  - (ア) 利用者の意思を反映した個別支援計画を策定します。
  - (イ) 個別支援計画に基づいた支援を実施します。
  - (ウ) 意思決定支援に関する研修を実施します。
- イ 整備されている防災及び防犯マニュアルに沿った訓練を重ね、有事の際の安全確保を図ります。また、災害備蓄品を見直し、必要な措置を講じます。
- ウ 法人設立から40年が経過し、利用者の障がいの重度化及び高齢化が進んでいます。介護機器を充実し、利用者及び職員の身体の負担を軽減します。

### (2) 地域交流及び情報発信の推進

- ア 平成30年度は日本各地で大きな災害に見舞われました。障がい者、高齢者は災害発生時に自力での避難が困難です。利用者及び職員が地域の避難訓練、行事等に参加することにより、緊急時に相互に協力できる関係づくりに努めます。
- イ 施設及び事業所（以下「施設等」という。）の行事等に地域住民の参加を呼びかけ、利用者の人間関係の拡がりを図ります。
- ウ 平成28年3月31日に社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取組を行う責務等が規定されました。法人ホームページを活用し、法人の運営について情報を広く発信します。また、生活困窮者等、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方々に対する福祉サービスの提供を継続し、その取り組みを広く周知します。
  - (ア) 都波岐の杜入浴サービス事業
  - (イ) 松本障害者雇用支援センター通勤費助成事業

(ウ) みすぎの森及び第2みすぎの森宿泊体験事業

エ 平成30年6月13日に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）が公布、施行されました。利用者が日頃制作した作品については、従来から美術展、地域の文化祭等へ出展し、大きな反響がありました。こうした利用者の才能を通じて、施設等の取り組み及び障がい者に対する理解の促進を図ります。

(3) 明るい職場作り

利用者への接遇の向上、職員同士のコミュニケーションを良好にするためには、「笑顔」で相手と接することが最も効果的です。平成31年度は「笑顔で働く」を共通目標として明るい職場作りに努めます。